

Title	王朝時代寺領庄園の統制組織(上)
Sub Title	
Author	細川, 龜市(Hosokawa, Kameichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1932
Jtitle	史学 Vol.11, No.1 (1932. 3) ,p.95- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19320300-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 王朝時代寺領庄園の統制組織 (上)

細川龜市

寺領庄園が成立し、これが領有を確保して寺院の穀倉を充實せしむるがためには、庄民を支配して所當の輸納を全からしめ、またその治安を維持する必要の起るのは當然である。寺領庄園の統制組織は斯くの如き必要によりて起り、平安時代には既に相當の發達せる組織を有つに至つた。もとより世俗領庄園にありても統制の必要が起つたのは云ふまでもないが、併し寺領庄園にはそれ独自の一面が發達しつゝあつたのである。

既に奈良時代の庄園内にも庄官の設置されてゐたことが見えるが、平安時代初期からは次第に庄官の名も多く見ゆるに至つた。早くも桓武天皇の延暦時代には、庄官が國衙への租稅輸納を拒捍してゐた程であるから、その頃には早くも制度化されつゝあつたのであらう。庄官は庄務の執行者として常に庄内に居たのであるが、他方において寺院の中央部には寺領庄園を管掌する役員が置かれ、寺領庄園全體に指揮命令を發し、これが管掌に任じてゐた。私は姑く前者を地方統制組織と云ひ、後者を中央統制組織と呼びたいと思ふ。

## 第一節 中央統制組織

王朝時代全體を通じて、中央部における寺領庄園統制の主腦者は謂はゆる三綱であつた。三綱は「令義解」に言へるが如く、上座、寺主および都維那の三僧職を以て構成してゐたが、これは固より庄園統制のみではなく、一切の寺務に關與してゐたるものゝ如くである。僧尼が還俗すれば三綱はその貫屬を録し、京は僧綱に經れ、自餘は國司に經れ、同時に省に上申して僧籍を除くを要し、僧尼等が死亡すれば、三綱は月別に國に經れねばならなかつた。また弘仁九年五月二十九日の太政官符に、僧尼に精進の行ひ顯れなく、淫犯の狀を屢々聞く、僧綱これが捉搦を加えず、官司寛容して糺正の心なし、また法會のとき懺悔の日、男女混雜して彼此別なし、非禮の行ひ勝て論すべからず、道を破り俗を傷つくること之れより甚だしきはなし、宜しく諸寺ならびに道場に牒示して、禁斷を加えしむべしと宣し、若しこれに違背せば當人および三綱等に違勅罪を科すると云つてゐるが如く、三綱は僧尼を監督すべき地位にも在つ

たのである。

斯くの如き寺務組織は、移して以て寺領庄園の統制組織に用ひられた。王朝時代に於ける寺領庄園の中央統制組織は、殆んど全く三綱によつて構成されてゐたのである。私は先づ次にこれに關し重要な數通の根本史料を擧ぐるであらう。

〔第一號證〕

弘福寺 牒上僧所務所

注言上大倭國廣瀨郡庄家□□瓦山等事

(中 略)

天平貳拾年歲次戊子二月十七日

都維那僧良肇  
上座僧林藏  
寺主僧神照

〔第二號證〕

川原寺牒 尾張國衙頭

請正判田裁事

(中 略)

弘仁十一年十月十七日

別當少僧都傳燈大法師勸操  
都維那入位僧願忠  
上座傳燈住位僧明俊  
寺主傳燈住位僧安連

〔第三號證〕

東大寺政所下 後川庄

右可請取沙汰□□同國宣甲頭草移料紙事

(中 略)

天喜四年七月廿三日

都維那法師

別當大僧都

小別當威儀師

上座威儀師

權上座大法師

寺主大法師

〔第四號證〕

弘福寺

注進近江國愛智郡平流庄所領田事

(中 略)

延久二年三月十一日

都維那法師覺助  
寺主大法師清因  
上座大法師親助  
檢校大法師忠覺

〔第五號證〕

東寺政所下 大山御庄下司住人等

可令早任殿下政所下知旨停止宮田御庄司濫行動仕

本寺恒例所役事

(中 略)

天承二年八月五日

權都維那法師  
都維那法師

上座威儀師

權上座大法師

寺主威儀師(花押)

權寺主大法師(花押)

〔第六號證〕

東寺所司等解 申請 一院 廳裁事

請特蒙 廳恩任 宣旨狀被免除當寺所領攝津國垂水

庄 造伊勢大神宮役夫之作料米致苛法責難堪

子細狀

(中略)

仁平元年四月

都維那法師清俊

寺主從儀師大法師信俊

上座從儀師大法師行俊<sup>10)</sup>

〔第七號證〕

醍醐寺下

勘注 山城國宇治郡寺領坪付事

(中略)

保元三年八月 日

公文勾當法師順賢

都維那法師慶延

權寺主大法師行助<sup>11)</sup>

〔第八號證〕

傳燈法師堯詮立申

請賜寺家五師三綱證判備永代證驗東大寺北御門東邊

王朝時代寺領庄園の統制組織(細川)

家地伍間本文書紛失狀

(中略)

建久二年三月廿三日

紛失狀顯然也、仍三綱加證判

傳燈法師堯詮

上座法橋上人位(花押)

權上座法橋上人位(花押)

權上座大法師(花押)

寺主大法師(花押)

權寺主大法師(花押)

都維那威儀師(花押)<sup>12)</sup>

(以下五師の署判略す)

奈良時代の天平年間より鎌倉幕府成立直後の建久年間に互る上引數個の史料によつて窺知し得るが如く、寺領庄園統制の中央機關は上座、寺主、都維那の謂はゆる三綱によりて構成されてゐた。これが王朝時代全期間に互りたること、並びに東大寺、弘福寺、東寺、醍醐寺等々の諸大寺院に等しく共通なりしことは特に注意されねばならぬ。尤も三綱以外に別當、檢校などの署名せるものもあるが、之等は必らずしも普遍的な事實ではなかつた。而して建久二年の東大寺田券(第八號證)にも見ゆるが如く、寺領内の私領主は三綱の署證を所持すべきこととなつて居り、これ無ければ他人に對抗することが出来なかつた。三綱の署證が如何に重要なものであつたかを察するに足るであらう。

上座、寺主および都維那の三者は、彼等が集りて三綱と稱し、組織化されたる一體を成してゐたるが故に、彼等のうちの各々が自由意志を以て獨斷專行することが出來ず、必らずや合議によりて事を決し、連帶責任を負擔するを要した。殊に平安時代に至り寺領庄園が愈々益々増加するに従ひ、三綱の責任は一段と重大を加へたであらう。而して寺領の中央機關が庄園へ發する指令を『政所下文』と云ひ、預所、庄官、庄民等はこれに對して絶對的に服従するを要し、また事變あるに際しては政所の指揮命令を乞ふた。上に略引せる天喜四年七月二十三日の、寺領後川庄へ下したる『東大寺政所下文』は、寺主、上座、別當、都維那の署判のもとに、國司が同庄へ雜事を課する不當を強調し、これが輸納を拒捍すべき由を命じて『右寺家庄園、如此國役、先例專雖不請辨、以去年始、可勤此役之由有國責、自茲、不能請辨之由、令觸國守之處、其返事云、今年許事也、自後更不可充課者、仍仰下其由已了、隨則今受易他花紙副料紙、返送國衙、而退可放返抄之由、□目代石見前所送也、而何今年重有其責哉、但以申文趣、今給國衙案内、□辨濟之間、輒不可請辨者也、』と云ひ、これに『庄宜承□勿違失、故下、』と嚴命してゐる。<sup>13)</sup> 庄官がこの政所下文の前に拜跪したであらうことは察するに難くない。同庄の庄官等は同年十一月十四日に至り、解狀を東大寺の政所に捧げ、同じ事件について國司の不當なる誅求を停止せしめられん

ことを申請してゐる。また天喜六年七月日、東大寺領玉井庄の庄司等は同じく解狀を東大寺の政所に致し、官人が寺庄に入りて庄民を譴責するを停止せしめられんことを申請し、

東大寺玉井御庄司等解 申請 本寺政所 裁下事  
請被特蒙 裁下被啓案内於檢非違使廳任宣旨狀停止

## 廳役愁狀

右謹檢案内、件御庄、從昔以來爲 勅施入所之上、可免除臨時雜役之、宣旨又以重疊、而今<sup>(年之)</sup>此旨等、事寄廳符、猥面々官人等致譴責之間、御庄住人等悉以逃散、因茲、七月十五日 御□寺家雜役事不能例勤、望請蒙裁下、早以 宣旨狀、被啓案内於非違廳、被停止件廳符等者、將仰 勅宣之嚴、彌致寺役之勤、仍勒事狀、以解、

天喜六年七月 日

坂上 忠延  
僧 賴久

御庄司僧平明<sup>14)</sup>

と具申してゐるが如き、更に天喜四年十一月十三日に、東大寺の政所が寺領伊賀國黑田笠岡庄々に下文を發し、政所より檢田使を差遣するにつき、檢田收納のことは悉く檢田使の命に従ふべしとて、

政所下 黑田笠岡庄々

## 赦向檢田使事

使

右檢田收納、任例可令勤仕之狀如件、一事已上隨使所  
勘、勿得違失、政下、  
(政下)

天喜四年十一月十三日

別當權大僧都<sup>15)</sup>

とあるが如き等々——凡てこれらの諸事例は、政所が寺領  
庄園に對する中央統制政廳であつたことを、最もよく説明  
するものである。

以上の如き統制は、大體において王朝時代全體を通じて  
構成されてゐたるものなることは、既に述べたるところで  
あるが、この時代の最末期より鎌倉初期にかけて、寺領の  
中央統制組織は一大變革を遂げた。これが詳論は中世寺領  
の研究に屬するが故に今こゝでは仔細に論究しないが、簡  
單に一言することを許さるゝならば、三綱——政所の手よ  
り満寺の集會に移つたと云ひ得るであらう。その最も早き  
例證の一つは治承三年三月、高野山の年預、行事、預等が  
同寺領なる紀伊國神野、眞國兩庄の庄官等に下したる指令  
によつて察知することが出来る。即ち次の如し、

下。神野、眞國、下司公文等所。

可早任 宣旨狀高野山庄神野眞國令停止日前宮造宮

役事

右當山御庄々者、日前宮造宮役免除之由、所被 宣下  
也、仍神野眞國爲往古寺領、以所當年貢、令進納寺家

王朝時代寺領庄園の統制組織（細川）

年尙矣、然間造宮使令亂入御庄云々、早任 宣旨狀、

當山所領神野眞國、可被免除日前宮役之由、爲令觸彼  
御使、承仕一兩人遣之、庄家宜承知、勿違失、以下、  
(造宮)

治承三季三月廿七日

預。行事。年預<sup>16)</sup>

これ新たなる寺領の中央統制組織が生誕せる一先驅で  
ある。他の諸大寺院にありても恐らくこれと略々同じ時代  
に、この新組織が制度化し始めたのであらう。即ち寺院の  
諸大事には衆徒の集會を開き、宿老の僧侶が輪番に年預と  
なつて會務を沙汰し、集會の決議は年預の署判を附してそ  
の證明とせられるのが普通となつた。<sup>17)</sup>爾來、鎌倉時代の進  
むに従つてこの集議の制度は、内容においても形式におい  
ても大いに發達するに至つた。これは三綱のみの合議によ  
る組織と根本的に異なるものである。もとより三綱制度は  
鎌倉以降に至りて全く亡び去つたのではなく、集議制度に  
比較して甚だしく其の機能を喪失して了つたといふのであ  
る。

## 第二節 地方統制組織

### 第一項 預所

凡そ預所には二種類があつた。第一は、領主が自己の勢  
力微弱のために庄園を他の勢家に『寄進』してその保護を

(九)

求むるにあたり、自己は領主たる地位を勢家へ寄せつゝも、しかも猶ほ庄園領有の實權者として、預所の地位を占むる場合であつて、「東寺百合文書」に收むる左の史料は、この間の事情を説明すること最も詳密である。曰く、

院廳下 大宰府在廳官人等

應早任平政子解狀並前建春門院廳下文使者府使相共  
堺四至打勝示立券言上爲最勝光院領管肥前國松浦庄  
事

(中略)

右、彼政子去二月日解狀稱、謹檢案内、當庄者、前筑後守國兼法師私領也、而男前司國通相繼領知、然聞去保延五年之比申請鳥羽院廳御下文、爲別府任公驗理、御使相共、堺四至打勝示、立券荒熟田畠、領掌年尙、其後女子大江氏傳領、已三代相傳、敢無有異論、而依有事緣、相具調度文書、政子所讓渡也、因茲、爲募御勢去安元元年比、寄進建春門院廳之時、件御領可爲不輸之田、依院宣、成進府國廳宣之上、成賜彼院廳御下文、以來敢不聞國役、爰崩御之後、又所寄進最勝光院御領也、但於御年貢式數者、立券言上之後隨申請、是古今之例也、成賜廳御下文被糺定、明時舊跡誰謂非據、望請廳裁、早任鳥羽院廳御下文、同御使立券勘文、並府國廳宣等旨、重堺四至、立券庄領田畠、且永停止勅事院事府國役、爲最勝光院領、進納御年貢、且可令任政

子讓狀、永代知行之由、成賜廳下文者、將斷當時之牢籠、彌備向後之龜鏡矣者、任政子解狀並前建春門院廳下文、爲最勝光院領、堺四至打勝示、可立券言上也、以彼政子、限永代爲可預所職、但於年貢員數者、立券言上之後被定下、每年無懈怠、可運進院家之狀、所仰如件、府國宜承知、不可違失、故下、

治承二年六月廿日 主典代大藏權大輔中原朝臣

別當權大納言兼中原大夫藤原朝臣以下署名略す

即ち肥前國松浦庄は固と前筑後守國兼法師の私領であつたが、數代傳領のち平政子の手に歸した。而して政子は微力なるが故に、勢を募るために安元元年に至り建春門院廳へ寄進し、同庄が不輸の地たるべき院宣を蒙つた。建春門院崩御の後には再び勢を募るために最勝光院の御領として寄進し、而も政子みづからは永代に同庄の預所となるに至つた。この場合に於ける庄園の下地の進止權は、預所の所職を帶ぶる政子の手中に在るのである。

更に「東寺百合文書」に

七條院廳下 大和國檜牧庄官等

可任權律師長嚴寄文爲御領事

(中略)

右、今年八月 日彼長嚴寄文稱、件庄者、縣清理開發私領也、清理讓縣仲子、(中略)爰守相以彼文書正文等、

所讓賜于長嚴也、(中略)早停止大夫局方之押領、任相傳文書之理、爲令領掌、以件券所寄進當院御領也、兼又於領家職者、任長嚴讓狀、限永代欲被補任矣者、爲御領、任文書理、可停止彼等濫妨、但於預所職者、任長嚴附屬、可令相承之狀、所仰如件、庄官等宜承知、不可違失、故下、

建久九年十月 日

別當大納言藤原朝臣<sup>19)</sup>以下連署略す

とあるは、大和國檜牧庄が縣清理の開發私領であつたが、彼れはそれを縣仲子に譲り、仲子はまた長嚴に譲つた。然るに大夫局方の押領に際會したために、長嚴はこれが領掌を確保せんと七條院の御領として寄進した。その際、七條院は同庄の本案となり、寄進者たる長嚴は領家職および預所職を留保して、庄園支配の實權を掌握してゐたのである。

以上の如きは名は預所なるも、その實質においては領主に外ならない。寺社權門勢家の威を假りて、或は庄園不輸の特權を獲得し、或は國衙の濫妨や他の者の押領を停止せしむるために生れ出でたる制度であるが故に、假面を被れる預所である。従つてその得分の如きも、庄民の輸納する所當から、寄進狀によりて契約せる本案、領家の保護料を控除したる殘額全部を收納することが出來、恩給によりて補任されたる預所の如く、單に一定の得分を給與されるに過

ぎないものとは大いにその選を異にするのである。而して斯くの如き制度が王朝時代に甚だしく發達してゐたことは、近く別の機會に述ぶるであらう。

第二種の預所は、本所の恩補によりて任せられたるものであつて、「沙汰未練者」に『本所御領所務代官也』<sup>20)</sup>と説明してあるのがそれである。預所は補任されたる一定の庄園に赴任し、本所に代つてその所務を綜理するものなるが故に本所の代理人であり、また所務代官といはれた所以である。(註一)

(註一) 故文學博士吉田東伍氏は、預所の性質を説明して、『こゝに謂ふ所の預所とは、領家の委任を受けたる雜掌』であると云つて居られる。<sup>21)</sup>

この種の預所は本所の『御恩』によつて充行はれた。建久十年(正治元年)三月、八條院廳の下文には、

八條院廳下 矢野例名庄

可令右京權大夫藤原朝臣<sup>(臣隆傳)</sup>爲預所事

右人爲預所、可令執行庄務之狀、所仰<sup>(如件)</sup>、庄官宜承知、不可違失、故下、

建<sup>(久)</sup>十年三月二十日 主<sup>(典代)</sup>散<sup>(位大)</sup>江朝臣(花押)

別當權中納言兼左衛門督源朝臣<sup>(花押)</sup><sup>22)</sup>とありて、補任の理由は明記してないけれども、八條院の



『御恩』によることは明かである。順してかやうに補任されたる預所は本所に對して臣從忠義の義務を負ひ、その所勤に服従せねばならぬのは云ふまでもない。若し所勤に従はなければ所帶の職を『召放』たれるのは勿論である。御恩と奉公といふ封建的主從關係は、實に所職充行ひの一特質をなすのである。

既に述べたるが如く、預所は本所の代理人であるが故に本所に代つて庄務を執行し、庄官および庄民に對する命令監督者であつた。その權限は一つの庄園に對して本所の有す支配權そのものである。次項に述ぶる庄官が、本所のために庄内の事務を執行する機關たるに過ぎざるに反し、預所は本所に代つて庄務を綜理する代理人である。たゞ預所も庄官も本所の支配下に屬するといふ點においては異なるところがない。而して庄官に對し預所が命令監督の地位にあつたことについては、平安時代後期の初葉に屬する長治年間の、次に示す史料によつて窺ふに足るであらう。

湯船御柚在家住人等解 申請御柚預所裁事

請殊蒙 恩裁任先例道理免除給爲御柚下司山長重種

並目代僧信照工吉任吉恒重時等以非道無例御會板  
在家之住人十家令充造不安子細愁狀

右謹檢 事情、以去年十二月、御柚工等、不造進御材木、企隱居他國間、彼於十家住人者、不耕作一步田、故致安度之思所、下司目代田堵等、彼阿當天、背先例道理、

會板充所不安者也、付中於會板者、付田宮物代所進造也、但在家召事ハ召物許也、先々預所充給者、莫斯過者也、若此非道不被停止者、何在家住人一日廻口乎、望任先例道理、彼等非道被停止、在家諸人止跡、將彌仰御勢之貴由、仍注事情、以解

長治二年壬二月廿二日

在家住人等<sup>24)</sup>以下連署略す

東大寺領湯船柚の下司等が、先例道理に背いて在家住人等から不當の誅求をなしたるにより、住人等は解狀を預所に捧げてその裁きを申請し、不當を停止せしめられんことを乞ひ、いよく以て預所の『御勢之貴』きことを仰ぎ奉るといふのである。預所が庄官に對する支配者であつたことは、この事實の反面が物語つてゐるところである。

補任されたる預所には一定の所得を給與されてゐた、これを得分といふ。鎌倉時代以降の史料によれば得分の内容を最もよく知ることが出来るが、王朝時代のそれは稍々明確を缺くのは遺憾である。たゞ鎌倉時代の史料を以て王朝時代を推測することは往々にして危険を伴ふが故に、此處では王朝時代の史實のみについて究明するであらう。さて今、醍醐寺領伊勢國會禰庄について見るに、同庄では次の如くなつてゐる。

一寺領伊勢國會禰庄

水田百四十五町百步 所當官物段別三斗

御佃五町(註) 所當米六十石(略) 段別六升辨之

一預所得分

佃三町 段米段別二升 厨料段別五升

四度海藻一度一駄進之、二月六月十月十二月也

御佃者往古三町也、而大僧都御房元海仰云、預所佃

五町本家佃三町無其謂、於二町者可付本家者、自長

承四年所被成加五町也<sup>25)</sup>

即ち同庄は水田約百五十町歩のうち、預所の得分はその始め五町であり、庄園全面積の約三十分之一に當つてゐた。然るにその後、長承四年に至りて、本家の佃が三町であるのに預所が五町を給せられてゐるのは理由なしとて、往古の如く佃三町に減ぜられた。併し預所の得分は佃よりの收納米のみに限らず、隨時必要に應じて庄民より雑事賦役を徴收したのは云ふまでもない。現に右の曾禰庄では海藻を一駄づゝ一箇年内で四回に互つて徴收さえもしてゐる程である。

また醐醍寺領河内國五箇庄については次の如くである。

一河内國五箇庄

郡庄田五十町

志紀南五十三町五段二百八十歩 同北五十六町五

段六十歩

若江十五町八段五十歩 澁川二十町

都合百九十五町九段三十歩 圖帳百九十五町八段五十歩也(註) 所當官物段別四斗

預所得分

佃郡並志紀南北各二町 若江澁川各一町 段米

段別一斗二升<sup>26)</sup>

右の河内國五箇庄は、郡庄・志紀南庄・志紀北庄・若江庄・澁川庄の五庄を併稱して五箇庄と云つてゐるのであるが、先づこの記録によれば、五箇庄全體の面積約二百町歩に對し預所の得分佃は八町であるから、凡そ二十五町對一町の割合となる。而してこれを各庄別について見るに、郡志紀南志紀北の三庄は各々五十町歩前後であつて得分は悉く二町宛であり、若江澁川の二庄は二十町前後で各々一町宛の給與となつてゐる。前記の曾根庄は固と五町にして五箇庄と同じ比率の得分であつたが、長承四年に減ぜられて三町となり、庄田五十町に得分一町の割合となつたから、比率の均衡を失してゐるけれども、この場合は本家の佃が預所のそれよりも僅少なりしが故に、後者の得分佃を減じたのに過ぎないのであつて、以上を全體的に見れば、預所の得分は凡そ庄田二十五町に對して一町を給與されたるものゝ如くである。他の諸庄園にありても、恐らくこの程度のものであつたことと思はれる。

これを要するに、預所には根本領主でありながらも、神社勢家の威を假用するために私領を寄進してみづからは預

所となりて庄園進退の實權を留保せるものと、本所の恩補によりて預所たるものとの二種があつた。而して地方統制組織として特に重要なものは後者であつて、彼れは本所の代理人として庄務を執行し、本所に代つて庄官・庄民等を支配してゐた。たゞ預所はすべての庄園に必らず設置されたるものではなくて、特に重要な庄のみに限られてゐたやうである。なほ預所の得分の性質に關しては、次項に述ぶる庄官の得分と本質的に異るところが存しないが故に、これが詳論は次項に譲るであらう。(未完)

註(1) 令義解、卷二、僧尼令(舊輯國史大系、第十二卷、七四頁)。

(2) 同上頁。

(3) 同上書、七九頁。

(4) 類聚三代格、卷三、僧尼禁忌事(同上書、四八九頁)。

(5) 東寺百合古文書、白河本、八十九。

(6) 同上、八十八。

(7) 東大寺文書、二の一。

(8) 東寺百合古文書、八十九。

(9) 同上、百七十二。

(10) 同上、百七十三。

(11) 醍醐雜事記、卷三(醍醐寺昭和六年刊本、八七―九一頁)。

(12) 建久二年東大寺田券(帝國圖書館所藏原券)。

(13) 東大寺文書、二の一。

(14) 同上三二の三。

(15) 同上、二の一。

(16) 大日本古文書、家わけ第一、高野山文書、第七卷、二三五―二三六頁。

(17) 牧健二、我が中世の寺院法に於ける僧侶集會(法受論叢、第十七卷第四號、七〇頁)。

(18) 東寺百合文書、廿、二。

(19) 同上、白河本、四。

(20) 沙汰未練書(續史籍集覽、一六頁)。

(21) 吉田東伍、庄園制度之大要、一五六頁。

(22) 大日本古文書、家わけ第十、東寺文書、第一卷、八―九頁)。

(23) 中田薰、王朝時代ノ庄園ニ關スル研究(國家學會雜誌、第廿卷第六號、四三頁)。

(24) 東大寺文書、三の二。

(25) 醍醐雜事記、卷三、前掲本、九三―九四頁。

(26) 同上書、九五頁。

〔三月三日附記〕 第一節の中央統制組織を述ぶるにあたり、

私は、王朝末期にあたり寺領の統制が三綱制度より僧侶集會制度に移つたことを簡單に論及したが(九九頁)、この點に關しては最近の拙稿『觀心寺に於ける僧侶集會と寺院法』(法學志林、第三十四卷第三號掲載、昭和七年三月發行)を參看されてことを希望して置く、但しこのことは主として中世寺院史に關するものである。